

厚生労働大臣の定める施設基準 一施設基準・指導・加算一

【基本診療料】

緩和ケア病棟入院料 緩和ケア病棟入院料1
療養病棟入院基本料 療養病棟入院料1
地域包括ケア病棟入院料1
地域包括ケア病棟入院料1 看護職員配置加算
地域包括ケア病棟入院料1 看護職員夜間配置加算
医療安全対策加算2
感染対策向上加算2
診療録管理体制加算2
医師事務作業補助体制加算2
データ提出加算2
認知症ケア加算2
療養病棟療養環境加算1
入退院支援加算1
入退院支援加算1 入院時支援加算
排尿自立支援加算
患者サポート体制充実加算

【食事療養費】

入院時食事療養費(Ⅰ)
入院時生活療養(Ⅰ)

【特掲診療料】

機能強化加算
薬剤管理指導料
地域包括診療料1
認知症地域包括診療料1
がん性疼痛緩和指導管理料
在宅療養支援病院
在宅がん医療総合診療料
在宅時医学総合管理料及び施設入居時医学総合管理料
外来排尿自立指導料
胃瘻造設術
胃瘻造設時嚥下機能評価加算
CT撮影及びMRI撮影 16列以上64列未満のマルチスライスCT
脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)

【その他】

酸素の購入単価

施設基準に適合している当院実施手術

医科点数表第2表第10部手術の通則の5(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)及び6に掲げる手術

● 対象期間:2024年1月 ~ 2024年12月

・区分1に分類される手術

手術の件数

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ	黄斑下手術等	0
ウ	鼓室形成手術等	0
エ	肺悪性腫瘍手術等	0
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術・肺静脈隔離術	0

・区分2に分類される手術

手術の件数

ア	靱帯断裂形成手術等	0
イ	水頭症手術等	0
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ	尿道形成手術等	0
オ	角膜移植術	0
カ	肝切除術等	0
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

・区分3に分類される手術

手術の件数

ア	上顎骨形成術等	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
エ	母指化手術等	0
オ	内反足手術等	0
カ	食道切除再建術等	0
キ	同種死体腎移植術等	0

・区分4に分類される手術

0

・その他の区分に分類される手術

手術の件数

人工関節置換術	0
乳児外科施設基準対象手術	0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	1
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0

緩和ケア病棟の看護配置

当病棟の看護職員の配置は、次のとおりとなっております。

日勤帯（朝9時～夕方5時）



看護師ひとりあたりの
受け持ち数は5人以内です。

夜間帯（夕方5時～朝9時）



看護師ひとりあたりの
受け持ち数は12人以内です。

※平日のほか休日および祝日を含めた、平均看護職員配置数で表示しております。

地域包括ケア病棟の看護配置

当病棟の看護職員の配置は、次のとおりとなっております。

日勤帯（朝9時～夕方5時）



看護職員ひとりあたりの
受け持ち数は6人以内です。

夜間帯（夕方5時～朝9時）



看護職員ひとりあたりの
受け持ち数は15人以内です。

※平日のほか休日および祝日を含めた、平均看護職員配置数で表示しております。

療養病棟の看護配置

当病棟の看護職員・看護補助者の配置は、次のとおりとなっております。

日勤帯（朝9時～夕方5時）



看護職員・看護補助者

合わせてのひとりあたり

受け持ち数は3人以内です。

夜間帯（夕方5時～朝9時）



看護職員・看護補助者

合わせてのひとりあたり

受け持ち数は16人以内です。

※平日のほか休日および祝日を含めた、平均看護職員配置数で表示しております。